

第 7 号

熊本県防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
熊本県防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年11月30日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県防災会議条例の一部を改正する条例
熊本県防災会議条例（昭和37年熊本県条例第54号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項中「36人」を「58人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

災害時における男女の違いや要配慮者等に配慮した避難所の運営等の災害対策の推進に向け、様々な分野の委員を登用し、多様な視点から議論を活性化するため、委員の定数を増員する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。